年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 14 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国民年金関係　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第2600101号
厚生局事案番号　：　北海道（国）第2600008号

第１　結論

昭和61 年＊月から平成３年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和41年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和61 年＊月から平成３年３月まで

私が20歳になった昭和61年＊月頃に父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料は、当時、私が大学生であったため、父が納付していたと記憶している。

しかし、年金記録では、請求期間における国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成９年１月より前の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成９年１月時点で加入していた共済組合において付番されており、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったものの、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の父は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、戸籍の附票により請求者が請求期間において住所を定めていたことが確認できるＡ市は、請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料を保存していない上、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていない者から保険料を徴収することは不可能であった旨回答している。

加えて、請求期間は、60か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者の父が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者

が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2600052 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2600015 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間について、請求者のＢ連合会におけるＣ共済組合の組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 39 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 60 年６月５日から昭和 61 年４月１日まで

請求期間について、Ｂ連合会のＡ事業所において勤務していたが、年金記録では厚生年金保険の被保険者記録又はＣ共済組合の組合員記録のいずれも確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者又はＣ共済組合の組合員であったことを認めてほしい。

第３　判断の理由

雇用保険の被保険者記録、Ｄ事業所から提出されたＡ事業所人員表及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてＡ事業所に勤務していたことが認められる。

また、Ｃ共済組合は、Ａ事業所について、Ｂ連合会においてＣ共済組合に加入する事業所であった旨回答しており、請求者が名前を挙げた請求期間当時のＡ事業所のＥ職の者も、同事業所の従業員は厚生年金保険ではなくＣ共済組合に加入させていた旨回答している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないことから、Ａ事業所については、厚生年金保険ではなく、Ｂ連合会においてＣ共済組合に加入する事業所であったことが認められる。

しかしながら、Ｃ共済組合は、請求者が同組合の組合員であった記録はないと回答している上、Ｂ連合会は、請求者に係る記録は保管していないと回答している。

また、請求者が名前を挙げた上述のＥ職の者は、パート雇用や１年未満の短期間雇用者等についてはＣ共済組合に加入させていなかったこと、及び同事業所が昭和 61 年４月１日にＢ連合会からＦ市へ移管することが決まり、請求者を含む昭和 60 年４月以後に採用した職員については、当時のＧ職（故人）が移管後に向けて研修や実習のような形で採用していたことからＣ共済組合に加入させておらず、Ｃ共済組合に加入していない職員の給与からＣ共済組合の掛金を控除することはなかった旨陳述している。

さらに、請求者が自身の前任者であったとして名前を挙げた同僚は、当時のＡ事業所には、Ｂ連合会採用でＣ共済組合に加入していた者と同事業所のＧ職採用でＣ共済組合に加入していない者がおり、自身はＧ職採用であったためＣ共済組合に加入しておらず、国民年金保険料を納付しており、請求者もＧ職採用であったことから、Ｃ共済組合に加入していなかったと思

う旨陳述している上、オンライン記録によると、当該前任者は、同人がＡ事業所に勤務していたと記憶している期間について、Ｃ共済組合の組合員記録はなく、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、請求者が請求期間当時にＡ事業所に勤務していたとして名前を挙げた同僚（上述のＥ職の者及び前任者を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた 12 人に照会を行い 10 人から回答を得たが、いずれの者からも、請求者がＣ共済組合の組合員となっていたこと及び給与からＣ共済組合の掛金が控除されていたことを確認又は推認できる関連資料や陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料又はＣ共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと又はＣ共済組合の組合員として請求期間に係るＣ共済組合の掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。